

国立大学法人弘前大学と青森市との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と青森市（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会・経済環境の変化に適切に対応し、地域経済の活性化、地域住民の生活環境の改善等及び将来的に必要とされる人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、都市交通、自然・環境、産業振興、健康・医療・福祉、教育・文化、その他の分野において連携し協力する。

2 前項各分野において連携、協力及び人材交流を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから異議の申し立てがない場合は、有効期間を更に1年間継続するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

（その他）

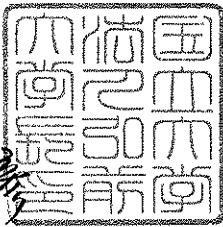
第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年5月7日

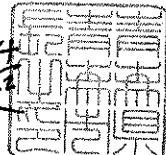
甲 国立大学法人弘前大学長

遠藤正彦



乙 青森市長

佐々木誠二



青森市と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定書

青森市（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会・経済環境の変化に適切に対応し、地域経済の活性化、地域住民の生活環境の改善等及び将来的に必要とされる人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、都市交通、自然・環境、産業振興、健康・医療・福祉、教育・文化、その他の分野において連携し協力する。

2 前項各分野において連携、協力及び人材交流を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから異議の申し立てがない場合は、有効期間を更に1年間継続するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年5月7日

甲 青森市長

佐々木 敏達



乙 国立大学法人弘前大学長

遠藤 正彦

